

公開用

No. _____

プラント機械設備工事積算基準

プラント機械設備工事設計標準歩掛表

札幌市水道局

履 歴

プラント機械設備工事積算基準

プラント機械設備工事設計標準歩掛表

平成22年	4月	1日	発行
平成24年	2月	1日	改訂
平成25年	4月	1日	改訂
平成26年	6月	1日	改訂
平成27年	4月13日		改訂
平成28年	5月13日		改訂

《 目 次 》

第1編 プラント機械設備工事積算基準

1. 目的	1
2. 適用の範囲	1

第2編 プラント機械設備工事設計標準歩掛表

1. 適用範囲	2
---------	-------	---

第1編 プラント機械設備工事積算基準

1. 目的

この積算基準は、札幌市水道局における浄水・配水施設に係わるプラント機械設備の工事費の算定について必要な事項を定めることにより、請負工事の予定価格の算定を適正にすることを目的とする。

2. 適用の範囲

この積算基準は、浄水・配水施設のプラント機械設備（ポンプ設備、ゲート設備、スクリーン設備、空気弁設備、電動弁設備、攪拌機設備、薬品設備、沈降傾斜板及び沈降傾斜管設備、ろ過池集水設備、コンプレッサー設備、脱水機設備、貯水槽設備、掻き寄せ機設備、計量設備、荷役設備等）に係わる機械設備の製作・据付並びに付随配管工事に適用する。

この積算基準の諸数値は平均的、又は標準的なものであり、規模、諸条件、仕様等を勘案して適用する。

また、この基準によることが不適當、又は困難であると認められるものについては、他の積算基準により算定することができるが、その場合は事前に別途協議によるものとする。

※ 以下、「下水道用設計積算要領—ポンプ場、処理場施設（機械・電気設備）編— 社団法人日本下水道協会—2012—」による。

※ 各費目の積算基準の運用に関する経費等は「下水道用設計標準歩掛表 平成27年度 —第2巻 ポンプ場・処理場—」を適用する。

第2編 プラント機械設備工事設計標準歩掛表

1. 適用の範囲

本標準歩掛りは、「プラント機械設備工事積算基準」に基づく工事設計書の作成に使用する歩掛りとして定めたものである。

この歩掛りは、水道事業のプラント機械設備工事に係わる労務費の積算に適用する。

※ 以下、「下水道用設計標準歩掛表 平成27年度 一第2巻 ポンプ場・処理場—」による。